

選挙投票立会人を募集しています！

特に、若い世代からの
ご応募をお待ちしています！



東海村選挙管理委員会では、選挙をより身近なものに感じてもらうために、選挙時の投票立会人を募集しています。申し込み後、応募資格を確認し、村の「投票立会人候補者名簿」に登録します。登録後は選挙が行われるたびに、都合を確認した上で、投票立会人として採用します。

対象▼東海村の選挙人名簿に登録されている（東海村の選挙権がある）有権者で健康な方（高校生可）※▽選挙権の欠格事項に該当する方は、応募できません。▽高校生の方は、学校の許可等が必要な場合がありますので、在学する学校の規則等に従って申し込みください。

内容▼投票立会人の役割は、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことです。主な仕事の内容は、次のとおりです。

▽投票所の開閉に立ち会います。

▽最初の投票をする際に、投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会います。

▽選挙人が投票所に入場してから、投票用紙を投票箱に入れ、退場するまでの一連の行為に立ち会います。

▽投票時間終了後、投票箱の封鎖に立ち会い、投票箱の鍵を封印します。

▽投票録等書類の記載が真正であることを確認し、署名します。

▽投票時間終了後、開票所への投票箱の送致に立ち会います（投票日当日のみ）。

※▽投票立会人の従事に特別な知識は必要ありません。従事日以外に事前研修等への参加をお願いすることはありません。▽選挙人から選挙に関する一切の疑義を抱かせることのないよう、誠実かつ公正に職務の執行をお願いします。

期日等▼下表参照 ※期日前投票期間と投票日当日で、従事する日時や場所、報酬が異なります。

期日	期日前投票期間※ ¹	投票日当日
時間	午前 8 時 30 分 ～午後 8 時	午前 7 時～午後 6 時
場所	期日前投票所	村内14投票所のいずれか
報酬	9,600円/日※ ²	1万900円/日※ ²

※¹▽選挙により期間が異なります。▽期日前投票所を複数開設する場合は、投票所によって従事時間が異なる場合があります。

※²この額から所得税額を差し引かさせていただきます。

その他▼▽同一の政党その他の政治団体に属する方は、1つの投票区において2人以上選任することはできません。▽立候補者は、立会人にはなれません。▽投票立会人に選任されると、正当な理由がなければその職を辞することができません。▽執行する選挙において立会人の数が足りている場合には、立ち会いをお願いしないことがありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ▼▽東海村選挙管理委員会（役場行政棟3階 総務人事課内 ☎282-1711 内線1313）備え付けの「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入し、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカードや免許証等）をお持ちの上、申し込みください。※▽申込時に従事内容等について説明しますので、事前にご連絡ください。▽申し込みは随時受け付けています。▽申込書は村公式ホームページからもダウンロードできます。



▲村公式HP

立会人Q&A

皆さんの疑問にお答えします！

Q. 住所を変更したときや、登録を辞退したときは、どうすればいいの？

A. 登録内容に変更があったときや、登録を辞退する場合は、速やかにご連絡ください。登録者名簿の変更・削除を行います。

Q. 立ち会い当日の持ち物は？

A. 投票日前日にも電話でお伝えしますが、印鑑（ゴム印不可）を必ずお持ちください。座布団や飲み物（常温のお茶の配布あり）、寒い時期は膝掛け・上着・カイロ等があると便利です。

Q. 途中で休憩のために外出したり、自宅に帰ったりしてもいい？

A. 立会人は、原則として投票所から離れることはできません。トイレ等、すぐに立ち会いに戻れる範囲内で席を外すことは構いませんが、自宅に帰ることは禁止されています。食事はこちらで用意したものを、投票管理者の指定する場所でいただきます。

Q. 立ち会い当日に都合が悪くなったら、辞退できる？

A. 投票立会人として正式に選任され、従事する日時・場所を指定された場合は、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、立会人を辞職することはできません（公職選挙法第38条第5項）。万が一、やむを得ない理由に該当し、立ち会いができなくなった場合は、早急にご連絡ください。病気等の際は、無理をする必要はありません。